

令和3年度複業マッチングコーディネート業務委託仕様書

1 件名

令和3年度複業マッチングコーディネート業務

2 趣旨

本業務は、本市と継続的に関わる「関係人口」の創出を図ることを目的に、首都圏等の市外在住者(以下「都市部人材」という。)と宮古市に事務所を置く企業等(以下「地元企業」という。)を複業でマッチングさせることを目指す。

本業務においては、マッチングに至るまでのプログラム(以下「マッチングプログラム」という。)を企画し、実施するとともに、マッチング率の向上に向けた取り組みを行うものとする。

3 契約期間

契約締結の日から令和4年2月 28 日まで

4 業務内容

- (1) マッチングプログラムの企画運営
- (2) マッチングプログラムの PR
- (3) マッチング率の向上に向けた取り組み

5 業務内容詳細

(1) マッチングプログラムの企画運営

ア 都市部人材に向けた事業説明会の開催

- (ア) イベントの台本作成
- (イ) 司会・進行
- (ウ) イベントの参加申込受付
- (エ) 開催場所の選定・借上
- (オ) ゲストスピーカーの選定・連絡調整

イ 地元企業とのマッチングに向けた都市部人材向け講座の開催(2回以上)

- (ア) イベントの台本作成
- (イ) 司会・進行
- (ウ) 都市部人材のサポート
- (エ) 開催場所の選定・借上
- (オ) ゲストスピーカーの選定・連絡調整

ウ 宮古市と地元企業を知るフィールドワークの開催(オンライン開催も可)

- (ア) 企画
- (イ) 司会・進行
- (ウ) 運営(現地ツアーを開催する場合、バスの借上や工程作成等も含む)
- (エ) 都市部人材のサポート

エ 都市部人材と地元企業のマッチングの実施

- (ア) 提案書へのアドバイス
- (イ) 面談の調整(日程、使用ツール等)
- (ウ) 面談における進行

オ その他付帯業務

- (ア) 関係者間の連絡調整
- (イ) 必要資料等の作成

(2) マッチングプログラムの PR

マッチングプログラムの PR については、都市部人材向けに行うこととする。なお、マッチングプログラムに参加する地元企業の募集及び募集のための PR については、市が行う。

ア 受託者が使用しているツールを活用した情報発信

メールマガジン、SNS (Facebook、Instagram、Twitter、Note など) による情報発信

- (ア) マッチングプログラムの各イベントの集客用投稿
- (イ) マッチングプログラムの各イベントの報告用投稿
- (ウ) 地元企業・都市部人材のインタビュー投稿 (インタビューの相手方は、過去に複業マッチング事業に参加した地元企業及び都市部人材でも可)

イ その他のツール等を活用した宣伝・広告の実施

各種メディア等を活用し、ターゲットとなる都市部人材に向けた宣伝・広告の方法を提案すること。

ウ イベント広告用画像等デザイン作成

マッチングプログラムの内容をより伝える事が出来るデザインを意識すること。

エ マッチングプログラム PR 映像制作

「マッチング後の地元企業と都市部人材の協働」をテーマに当事業についての PR 映像を制作すること

(3) マッチング率の向上に向けた取り組み

ア 地元企業の課題整理

- (ア) 地元企業に対するヒアリング
- (イ) 課題分析
- (ウ) 都市部人材に対する複業希望条件の整理
- (エ) 都市部人材向けの地元企業紹介資料作成

イ 都市部人材の保有スキル整理

- (ア) 都市部人材に対するヒアリング
- (イ) スキル分析
- (ウ) 地元企業に対する複業希望条件の整理
- (エ) 地元企業向けの都市部人材紹介資料作成

ウ 都市部人材のコミュニティ運営

- (ア) 説明会及びフィールドワーク等開催後の交流会の開催
交流会の際、地元企業の魅力をより伝えるような工夫をすること。
- (イ) 都市部人材間のコミュニケーションの場づくり
都市部人材間のコミュニケーションが活発になるような工夫をすること。

(4) マッチング成立の定義

本事業におけるマッチングの成立は、地元企業と都市部人材の双方が、今後複業のパートナー

一として業務等を行う意思を示し、それを市が確認した時点をもって成立したものとみなす。

6 地元企業数等の目安

(1) 地元企業の数

5社程度(マッチングプログラムに参加する地元企業については、市が選定する。)

(2) プログラムに参加する都市部人材の人数(最終的なマッチングに望む人数)

10名以上

7 実績報告書の作成

(1) 当該業務終了後は、実績報告書を作成のうえ、市に提出すること。

(2) 実績報告書には、次のものを添付すること。(紙媒体及び電子媒体で提出のこと。)

ア マッチングプログラムへの地元企業リスト

イ マッチングプログラムへの都市部人材リスト

ウ 説明会及びフィールドワーク実施の際の写真

エ 都市部人材向けの企業紹介資料

オ 企業向けの都市部人材紹介資料

カ マッチングプログラムのPRの実績(投稿記事(投稿日も記載)、記事のリーチ数等)

キ イベント広告用画像等デザイン(JPEG形式)

ク マッチングプログラム PR 映像(MP4形式、その他 Web 配信する媒体に適した形式)

(3) 市に提出された実績報告書及び添付資料等の著作権は、市に帰属するものとする。

8 業務実施に当たっての注意事項

(1) 写真、情報等の使用に関して著作権の許諾等が必要な場合は、受託者が手続きを行うものとし、当該著作権の使用等に係る経費については、契約金額に含むものとする。

(2) 写真等の著作権、肖像権など、各種権利等に関する紛争が生じた場合は、受託者の責任において対応し、市は責任を負わないものとする。

(3) 第三者が所有する写真、情報等を使用する場合は、受託者が当該第三者と調整した上で、受託者が準備するものとする。

(4) 本業務内で行われる説明会等の開催にあつては、都市部人材等の安全等について十分配慮するものとする。

(5) 本業務の実施に必要な各種手続きは、原則として受託者が行い、当該手続きに係る費用は契約金額に含むものとする。

(6) その他本業務の実施に係る費用は、原則として全て契約金額に含むものとする。

(7) 本業務の遂行にあつては、新型コロナウイルス感染症等の状況を考慮し、消毒、検温等の対策やオンラインツールの活用など、十分な対策をとるものとする。なお、本業務の実施にあたり必要な新型コロナウイルス感染症対策に係る費用については、原則として受託者が負担するものとする。

9 秘密保持

(1) 受託者は、本業務を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、目的外に利用、第三者に開示、漏洩してはならない。契約終了後もまた同様とする。

(2) 受託者は、個人情報を取り扱う場合は、宮古市個人情報保護条例(平成17年条例第13号)

を遵守しなければならない。

10 その他

本仕様書に記載のない事項については、市と受託者で協議するものとする。